

## 民泊法、18年6月15日施行 政府が決定

2017/10/24 10:53 | 日本経済新聞 電子版

政府は24日の閣議で、住宅に旅行者を有料で泊める住宅宿泊事業法（民泊法）の施行日を来年6月15日に決定した。現在は非合法的な「ヤミ民泊」が少なくないが、一定のルールを定めることで健全な普及をはかる。家主は自治体に登録を義務づけ、営業日数の上限は180日以内に定めた。自治体によっては、独自に営業日数をさらに制限することも可能になる。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.